

●香川県告示第565号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）第3条第2項の規定に基づき、平成20年12月17日指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県番町地下駐車場 香川県玉藻町駐車場	ことでんサービス・アマノマネジメントサービス共同企業体 代表 ことでんサービス株式会社 アマノマネジメントサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1	平成21年4月1日から 平成26年3月31日まで